

平成22年11月

滋賀県議会定例会議案

(その3)

目 次

	頁
議第179号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第5号） .....	1
議第180号 滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例案.....	7
議第181号 滋賀県妊婦健康診査支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案.....	8
議第182号 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案.....	9

# 一般会計補正予算

## 議第179号

## 平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第5号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,688,940千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 508,381,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加および変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

上記の議案を提出する。

平成22年12月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
8 分担金及び負担金		千円 4,104,517	千円 69,539	千円 4,174,056
	1 分 担 金	2,366,170	48,452	2,414,622
	2 負 担 金	1,738,347	21,087	1,759,434
10 国庫支出金		52,267,907	4,670,160	56,938,067
	1 国庫負担金	35,130,011	632,710	35,762,721
	2 国庫補助金	14,694,383	4,037,450	18,731,833
11 財産収入		4,510,371	2,708	4,513,079
	1 財産運用収入	848,970	2,708	851,678
13 繰入金		28,245,930	294,033	28,539,963
	2 基金繰入金	25,930,666	294,033	26,224,699
16 県 債		98,291,500	1,652,500	99,944,000
	1 県 債	98,291,500	1,652,500	99,944,000
歳 入 合 計		501,692,457	6,688,940	508,381,397
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
5 琵琶湖環境費		千円 19,431,299	千円 423,091	千円 19,854,390
	4 森林林業費	9,705,834	423,091	10,128,925
6 健康福祉費		78,767,889	2,770,614	81,538,503
	2 児童福祉費	14,508,587	1,101,598	15,610,185

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 公衆衛生費	千円 21,421,469	千円 1,669,016	千円 23,090,485
7 商工観光労働費		32,224,037	1,190,000	33,414,037
	4 労 政 費	4,692,406	1,190,000	5,882,406
8 農政水産業費		17,458,548	344,404	17,802,952
	3 農 地 費	10,030,071	344,404	10,374,475
9 土木交通費		47,491,607	1,960,831	49,452,438
	1 土木交通管理費	7,258,344	—	7,258,344
	2 道路橋りょう費	24,801,323	1,329,959	26,131,282
	3 河 川 費	7,672,073	579,364	8,251,437
	5 砂 防 費	3,402,756	51,508	3,454,264
歳 出 合 計		501,692,457	6,688,940	508,381,397

議第179号 平成22年度滋賀県一般会計補正予算(第5号)

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追加

番号	事 項	期 間	限 度 額
127	補助河川総合流域防災事業 (百 瀬 川)	平成23年度	70,000千円
128	補助河川総合流域防災事業 (琵琶湖(さいかち浜地区))	平成23年度	5,000千円

## 2 変更

番号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
80	補助治山事業	平成23年度	63,000千円	平成23年度	288,750千円

第3表 地方債補正

変 更		
起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
造 林 事 業 費	280,000 <sup>千円</sup>	320,700 <sup>千円</sup>
治 山 事 業 費	602,600	719,200
県営かんがい排水事業費	396,900	414,000
県営経営体育成基盤整備事業費	481,700	514,200
県営中山間地域総合整備事業費	80,600	91,400
県営農地防災事業費	319,900	327,800
直轄道路事業費	4,915,500	5,777,100
地方道路等整備事業費	8,759,400	8,987,300
広域河川改修事業費	1,118,600	1,260,000
総合流域防災事業費	1,096,500	1,275,100
通常砂防事業費	513,700	526,700
急傾斜地崩壊対策事業費	161,700	166,100
計	98,291,500	99,944,000



# 条 例 案

## 議第180号

## 滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例案

上記の議案を提出する。

平成22年12月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

## 滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例

## (設置)

第1条 市町が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの接種を緊急に促進するため、滋賀県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

## (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。

## 議第181号

滋賀県妊婦健康診査支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年12月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県妊婦健康診査支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県妊婦健康診査支援臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年9月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第182号

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成22年12月8日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対処し、」の右に「今後の成長が見込まれる分野における」を加え、「ならびにこれらの者に対する生活および就労に関する相談を総合的に実施するとともに、その生活を支援」を「を実施」に改める。

付則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。